## ライドシェアの導入に反対し、タクシーを初めとする安全・安心な 地域公共交通の施策推進を求める意見書

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、安全・安心でドア・ ツー・ドアの便利な地域公共交通として、多様化する利用者のニーズに対応し、 スマートフォン配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーの車 両とドライバーの充実、妊婦応援・育児支援タクシーの対応、地方自治体等の 要望による乗り合いタクシー等を積極的に行うなど、地域住民、交通弱者や訪 日外国人の移動手段として重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目のもと、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。

ライドシェアは、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令の課題が多く、世界中でも禁止・規制の流れとなっている。

このように多くの問題点のあるライドシェアが認められれば、路線バスや鉄道を含めた地域交通の存続が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1. 安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2. 地域において大きな役割を担っているタクシーを初め、バスや鉄道を含め た地域公共交通の維持・発展に向けた総合的な諸施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月2日